

奈良県中小企業振興対策審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十号

奈良県中小企業振興対策審議会規則の一部を改正する規則

奈良県中小企業振興対策審議会規則（昭和三十三年五月奈良県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十五人」を「十五人」に改める。

第四条第二項第二号中「商工関係団体の代表者」を「商工業関係者」に改め、同項第三号及び第四号中「の代表者」を「関係者」に改め、同項に次の一号を加える。

六 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。